

定款変更新旧対照表

新	旧
(事業) 第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(36) (略) <u>(削除)</u> (37) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務 (38) 簡易郵便局法の規定に基づく郵便窓口業務並びに郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第74条の規定に基づく郵便貯金管理業務 (39) 貨物自動車運送事業法及び貨物運送取扱事業法に基づく一般貨物自動車運送事業及び第一種利用運送事業 (40) 家畜取引法に基づく家畜市場経営業務 (41) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく政府又はこれに準ずる機関等からの物資の購入及び販売 (42) 前各号の事業に附帯する事業 2 (略)	(事業) 第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(36) (略) <u>(37) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務</u> (38) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務 (39) 簡易郵便局法の規定に基づく郵便窓口業務並びに郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第74条の規定に基づく郵便貯金管理業務 (40) 貨物自動車運送事業法及び貨物運送取扱事業法に基づく一般貨物自動車運送事業及び第一種利用運送事業 (41) 家畜取引法に基づく家畜市場経営業務 (42) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく政府又はこれに準ずる機関等からの物資の購入及び販売 (43) 前各号の事業に附帯する事業 2 (略)

新	旧
(員外利用) 第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第41号までの事業（第21号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第26号、第28号及び第29号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。 2～3 (略) (事業規程等) 第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第26号から第37号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 2～7 (略)	(員外利用) 第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第42号までの事業（第21号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第26号、第28号及び第29号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。 2～3 (略) (事業規程等) 第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第26号から第38号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 2～7 (略)

附 則

1. この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。